

(案)

第三期いづみおおつ子ども未来プラン（案）に対する 市民等の意見と泉大津市の考え方

1. 募集期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）まで
2. 提出方法：ご意見提出箱への投函、こども政策課への郵送、ファックス、電子メール、持参
3. 提出人数：5人
4. 提出件数：5件
5. 意見概要及び市の考え方

	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>【発達障がいの専門相談の整備について】</p> <p>市内の各校に、発達障がいの専門家〔※固有の団体氏名を記載のため省略〕による個別相談を学校内で受けることができるよう整備してほしい。保護者として、個別相談を学校内で受けることができれば、どんなに活かしやすいだろうと想像する。生徒の登校が困難になるなど様々な問題が深刻になる前に、専門家の意見に触れることができる、それは本当に助けになる。保護者もだが、教員の方も対応が具体的になるのではないかと考える。</p>	<p>本市においても、発達上の悩みやその他の相談・支援の重要性は認識しており、各校では、発達上の悩みについて、専門性のある教員への相談や、連携する専門職に相談できる体制を整えております。また、必要に応じて連携する団体の紹介や市内では教育支援センターの相談員、児童発達支援センター等の専門職に相談する体制も整備しております。</p> <p>今後も、発達上の悩みをはじめ、学校や家庭での人間関係の悩み、不登校、いじめ・虐待など、こども・保護者に対して寄り添う相談支援を推進してまいります。</p>
2	<p>【発達障がいの専門相談の整備について】</p> <p>市内の各校に、発達障がいの専門家〔※固有の団体氏名を記載のため省略〕による個別相談を学校内で受けることができるよう整備してほしい。</p>	
3	<p>【子どもの意見の反映について】</p> <p>保護者の意見だけでなく、子ども達の意見を聞いて作成した計画とのことで、いいことだと思う。今後もできるだけ市の事業に子ども達の意見も取り入れていただきたい。</p>	<p>令和5年4月に施行された、こども基本法第11条において、こども施策に対するこども等の意見の反映について明記されています。本市においても、本計画（案）P39に「政策形成過程への子どもの意見の反映」を個別施策として位置付けており、今後もこどもや若者から意見を聴く機会の確保、施策への反映に努め、基本理念にある「こ</p>

		どもまんなかのまち」を目指してまいります。
4	<p>【ヤングケアラー支援について】</p> <p>ヤングケアラーのことは、あまり身近なことでは無いと思っていたが、泉大津市でもヤングケアラーの子どもはいるのか。もしいるようであれば、子ども達へ支援をしてあげてほしい。</p>	<p>本計画の策定に向けた小中学生と若者へのアンケート調査では、少数ではあるが、家族のお世話を毎日何時間もしており、自分の時間を持てないと回答がありました。</p> <p>本計画（案）においてもヤングケアラーへの支援を P50 に個別施策として位置づけ、ヤングケアラーについての周知とともに、福祉部局や教育部局、地域住民などと協働し重層的に支援してまいります。</p>
5	<p>【計画（案）の周知について】</p> <p>ページ数が多いので、見るのが大変。内容をわかりやすく周知いただきたい。</p>	<p>内容をわかりやすく伝えるための概要版に加え、こども向けの「やさしい概要版」も作成するなど、地域全体で子育て支援に取り組むために、すべての市民が共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めてまいります。</p>